

野洲市議会が行った資格決定処分に対する審査の申立てに係る裁決について

1 事案の概要

野洲市議会（以下「処分庁」という。）が、同市議会議員であった審査申立人（以下「申立人」という。）に対し、地方自治法（以下「法」という。）第 127 条第 1 項の規定に基づき、野洲市の区域内に住所を有していなかったことを理由として、平成 30 年 6 月 28 日付けで、申立人は被選挙権を有しないとする決定（以下「本件決定」という。）を行った。

申立人は、滋賀県知事に対し、法第 127 条第 3 項において準用する法第 118 条第 5 項の規定に基づき、平成 30 年 7 月 6 日付けで、本件決定の取消しを求める審査の申立てを行った。

このため、滋賀県知事は、法第 255 条の 5 の規定に基づき、自治紛争処理委員による意見を踏まえ、平成 30 年 10 月 3 日付けで本件決定を取り消す裁決を行った。

2 処分庁の決定の要旨

処分庁は、下記の理由等により、申立人は野洲市に生活の本拠がなく、住所を有しないため、被選挙権を有しない者に該当すると判断した。

（理由）

- ・ 申立人の生活の本拠の可能性は、住民基本台帳の住所のマンション（以下「本件居宅」という。）か、仕事場としての使用について証言した草津マンションかのいずれかである。
- ・ 本件居宅の電気、ガスおよび水道の使用量から、生活の本拠としていたとは認められない。
- ・ 日用品等の買物、自治会活動およびボランティア活動などの地域住民の報告書等について、具体性に欠けるうえ、それだけで本件居宅が生活の本拠ということもできない。
- ・ 草津マンションの電気、ガスおよび水道の使用量や、表札の氏名等から、共同生活の場であって、ここに生活していたことが認められる。

3 知事の裁決の要旨

(1) 主文

本件決定を取り消す。

（注）申立人は本件決定のあった平成 30 年 6 月 28 日に遡って野洲市議会議員の地位を回復する。

(2) 理由

下記①～⑤により、申立人が野洲市の区域内に住所を有していなかったとは認められないことから、本件決定は違法な決定である。

- ① 申立人の生活の拠点とみられる場所が複数存在し、いずれか一つを生活の本拠であると判断することは困難であり、処分庁が申立人の住所の調査の必要性を認めたことも理解できる。
- ② 本件居宅の電気、ガスおよび水道の使用量について、他に野洲市の友人宅や姉自宅で起臥寝食していたとすれば、炊事等をしないという生活の形態と併せると、一定の生活実態があったことは否定できない。野洲市内の日用品等の買物、自治会活動およびボランティア活動等について、複数人から報告され、私生活面に係る記載も含まれており、証拠としての価値が乏しいとはいえず、一定の生活実態を認めることができる。以上のとおり、本件居宅は唯一の起臥寝食の場所とまではいえないものの、一定の生活実態を認めることができる。
- ③ 草津マンションについて、居住者が申立人であることを明確に示す証拠がなく、処分庁の現地調査においても申立人の生活実態に関する直接の証言は得られていないこと等から、申立人が生活の本拠としていた積極的事情は認められない。
- ④ 申立人は本件居宅を住所とする意思を有している。
- ⑤ 従って、本件居宅を生活の本拠たる住所として認めるのが相当である。

(参考)

地方自治法

第一百八条

5 第一項の規定による決定に不服がある者は、決定があつた日から二十一日以内に、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に審査を申し立て、その裁決に不服がある者は、裁決のあつた日から二十一日以内に裁判所に出訴することができる。

6 第一項の規定による決定は、文書を以てし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。

第二百二十七条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき、又は第九十二条の二(第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は第九十二条の二の規定に該当するかどうかは、議員が公職選挙法第十一条、第十一条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

3 第一百八条第五項及び第六項の規定は、第一項の場合について準用する。

(自治紛争処理委員)

第二百五十一条 自治紛争処理委員は、この法律の定めるところにより、普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの(以下この節において「都道府県の関与」という。)に関する審査、第二百五十二条の二第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び第四百三十三条第三項(第八十条の五第八項及び第八十四条第二項において準用する場合を含む。)の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審決の申請に係る審理を処理する。

2 自治紛争処理委員は、三人とし、事件ごとに、優れた識見を有する者のうちから、総務大臣又は都道府県知事がそれぞれ任命する。この場合においては、総務大臣又は都道府県知事は、あらかじめ当該事件に関係のある事務を担当する各大臣又は都道府県の委員会若しくは委員に協議するものとする。

第二百五十五条の五 総務大臣又は都道府県知事に対して第四百三十三条第三項(第八十条の五第八項及び第八十四条第二項において準用する場合を含む。)の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審決の申請があつた場合においては、総務大臣又は都道府県知事は、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その審理を経た上、審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をするものとする。ただし、行政不服審査法第二十四条(第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定により当該審査請求、審査の申立て又は審決の申請を却下する場合は、この限りでない。

第二百五十七条 この法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による審査の申立てに対する裁決は、その申立てを受理した日から九十日以内にこれをしなければならない。

2 この法律の規定による異議の申出又は審査の申立てに対して決定又は裁決をすべき期間内に決定又は裁決がないときは、その申出又は申立てをしりぞける旨の決定又は裁決があつたものとみなすことができる。

第二百五十八条 この法律又は政令に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、行政不服審査法第九条から第十四条まで、第十八条第一項ただし書及び第三項、第十九条第一項、第二項、第四項及び第五項第三号、第二十一条、第二十二条第一項から第三項まで及び第五項、第二十三条から第三十八条まで、第四十条から第四十二条まで、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条、第四十八条並びに第五十条から第五十三条までの規定を準用する。

公職選挙法

(選挙権)

第九条

2 日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

(被選挙権)

第十条 日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。

五 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの